

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 地方自治法第二百五十二条の三十六第一項の規定により包括外部監査契約を締結した件 二四二
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 二四二
- 福島海区漁場計画に係る漁業の免許予定日等を告示する件 二四二
- 内水面共同漁業権漁場計画に係る漁業の免許予定日等を告示する件 二四二
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 二四二
- 県営土地改良事業計画を変更した件 二四二
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 二四二
- 落札者を決定した件 二四二

告示

福島県告示第三百五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約（以下「契約」という。）を次のとおり締結した。なお、契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、この告示の日から三十日間、福島県総務部人事総室職員研修課において一般の閲覧に供する。

令和五年五月二十三日

- 一 契約を締結した者の氏名及び住所
鈴木 一徳 福島県郡山市咲田一丁目一番二十三号
福島県知事 内堀雅雄
- 二 契約の期間の始期
令和五年四月一日
- 三 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本調査費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

四 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算額に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払

（職員研修課）

福島県告示第三百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年五月二十三日から同年六月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年五月二十三日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ケヨーデイツー安積店 福島県郡山市笹川二丁目六番一号ほか
福島県知事 内堀雅雄
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし
（商業まちづくり課）

福島県告示第三百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年五月二十三日から同年六月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年五月二十三日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ケヨーデイツー矢野目店 福島県福島市南矢野目高畑二十一番地十一
福島県知事 内堀雅雄
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

福島県告示第三百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年五月二十三日から同年六月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

（商業まちづくり課）

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ケヨーデイツー会津若松店 福島県会津若松市神指町四合字幕内南六百三十二番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百五十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十二条第一項の規定により令和五年五月十一日に定めた福島海区漁場計画に係る漁業の免許予定日及びその申請期間は次のとおりである。

令和五年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 漁業の免許予定日
令和五年九月一日

二 漁業の免許の申請期間
令和五年五月二十三日から同年六月三十日まで

（水産課）

福島県告示第三百五十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により令和五年五月十一日に定めた内水面共同漁業権漁場計画に係る漁業の免許予定日及びその申請期間は次のとおりである。

令和五年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 漁業の免許予定日

令和五年九月一日
漁業の免許の申請期間
令和五年五月二十三日から同年六月三十日まで

（水産課）

福島県告示第三百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、安積疏水土地改良区から令和五年五月八日付けで申請のあった定款の変更について、同月十六日認可した。

令和五年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第三百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、古道地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（中山間地域総合整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和五年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間
令和五年五月二十四日から

同 年六月十二日まで（二十日間）

三 縦覧の場所
田村市役所

（農村計画課）

公告

公告第九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和五年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
大信土地改良区

退任した役員

理事	深谷	長美	住所	白河市大信隈戸字赤仁田一番地三六
就任した役員	鶴一	住所	白河市大信隈戸字赤仁田一番地一一	
役別	氏名			
氏名				

(農村計画課)

公告第97号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年5月23日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 除雪ドーザ1（18t級） 1台
- (2) 除雪ドーザ2（18t級） 2台
- (3) ロータリ除雪車（2.6m級） 1台
- (4) 除雪トラック（7t級） 1台
- (5) 小型除雪車（1.0m級） 1台

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 落札者を決定した日

令和5年4月7日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- (2) 1の(2)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- (3) 1の(3)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
- (4) 1の(4)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
- (5) 1の(5)に掲げる物品等 会津機械株式会社 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田588番地

5 落札金額

- (1) 1の(1)に掲げる物品等 31,790,000円

- (2) 1の(2)に掲げる物品等 61,380,000円
- (3) 1の(3)に掲げる物品等 77,638,000円
- (4) 1の(4)に掲げる物品等 46,750,000円
- (5) 1の(5)に掲げる物品等 13,255,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年2月24日

(入札用度課)